|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 令和　５年　　月　　日　　時　　分　受理 | | 受付順位 |
|  | |  |
| 提出者に対する質疑通告書  　藤枝市議会議長　　山根　一　様  藤枝市議会議員　９番　石　井　通　春　㊞ | | |
| 議案番号 | 質　　　　疑　　　　事　　　　項 | |
| 第22号議案  藤枝市立総合病院  施設整備基金条例 | ＜17億もの巨額の基金創設は何のため＞  ・地方公営企業法全部適用の下では、病院の予算や人事の権限は事業管理者にあり、治療等に必要な機器整備も事業管理者の方針で行われると考える。  説明では基金創設は必要な施設整備のためとしかなく、一般会計で創設する目的は何にあるのか。  ・今後の方針はどうなっているのか。積み立てていくのか、その見込みはあるのか、それとも単なる運用なのか。 | |